

長崎奉行の巡検 ―寛文末期豊後臼杵藩野津地域へ―

村井早苗

はじめに

イタリア人宣教師サレジオ会のマリオ・マレガ神父（一九〇二―一九七八）は、一九二九年一二月に九州に到着、宣教師としての活動を開始して、一九三二年からは大分県大分教会や臼杵教会で布教活動を行った。一九三〇年代には臼杵藩宗門方のキリシタン関連文書を収集し、キリシタン史跡などの発見にも努め、それらの成果は一九四二年に『豊後切支丹史料』（サレジオ会）として刊行された。さらに第二次大戦後の一九四六年には『統豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社）を出版した。その後一時帰国したが、一九四八年に再度渡日し、大分や別府の教会を経て東京都目黒区の碑文谷教会に移り、一九五三年に収集した史料等をバチカン図書館に送った。そして一九七四年にイタリアに帰国し、一九七八年に没している。

バチカンに送られた膨大な資料は二〇一〇年に発見されて、人間文化機構・国文学研究資料館を中心にマレガ・プロジェクトが発足し、国文学研究資料館、東京大学史料編纂所、大分県等により調査・研究・目録作成・デジタル化・画像データベース化および保存が進められている。またマレガ神父がバチカンへ寄贈した際に手許に残された文書は、東京都調布のサレジオ神学院で発見され、二〇〇〇年代にローマ・サレジオ

大学図書館に送られ保管されたが、二〇一六年五月に修復などのためにバチカン図書館に受け入れられた。本稿では、このサレジオ大学図書館所蔵の一史料を使用した。

寛文末年に、長崎奉行岡野孫九郎貞明（きたあきら）は豊後臼杵藩野津地域を巡検している。この件に関する史料（マレガ文書A3426 後掲図版参照）を取り上げ、この巡検について検討してみたい。本史料の年代については、岡野貞明の長崎在任期間等（1）や、また本史料中に「能登守領内」という文言が出てくるが、稲葉能登守信通は寛文一三（延宝元）年六月二四日に卒して（2）おり、さらに寛文一三年（一六七三）は九月二一日に改元されているので、寛文一三年六月以前のもと考えられる。

岡野はこの時に、臼杵藩の年貢徴収等治政全般にわたって尋問しているが、本稿ではキリシタン禁制に関する部分を取り上げ、検討していきたい。

1 野津地域について

豊後国大野郡野津地域は、大野川の支流野津川流域に位置し、丘陵性の台地と川沿いの小盆地からなっている。鎌倉〜戦国期には野津院とも呼ばれ、近世にはその一部が野津市村とされた。野津市村は在町として繁栄し、南東の三重郷から北方の臼杵城下への要路でもあり、市も開か

れた。このように野津地域は様々な呼称があるが、ここでは史料上の表現を除いて、野津または野津地域とする。

豊後は戦国大名大友氏の本貫の地であり、大友義鎮（宗麟）は、天文二〇年（一五五一）にザビエルが豊後を訪れて以来、キリスト教布教を保護した。天正六年（一五七八）、受洗してフランシスコとなった大友義鎮は日向に出陣し、義鎮の嫡子義統が野津に陣を置いて、兵站基地として義鎮に軍需品を送った。義鎮は日向高城で薩摩島津氏に敗れ、これが大友氏衰退への分水嶺になった。当時、野津では有力者のリアン（Lian）が妻と共に受洗しており、一五八〇年度のイエズス会年報によればキリシタン三五〇〇人がいた。そして教会やレジデンシア（住院）が存在し、パードレ（司祭）とイルマン（修士）各一人が駐在していたという。さらに一五八三年度のイエズス会年報には、キリシタンの人数は五、六〇〇人にのぼったとある。キリシタンの人数については誇張もあるだろうが、数多く存在したことは確かであろう。このように、野津は豊後キリシタンの一つの中心地であった。

文禄二年（一五九三）、朝鮮出兵中の大友吉統（義統）は改易となり（大友除国）、以後豊後は細分化されることになる。この「小藩分立」状態は近世にも受け継がれ、慶長五年（一六〇〇）、臼杵に美濃より稲葉氏が入り、五万石の藩として幕末まで存続した。その後キリシタン禁制下にあつては、多くのキリシタンが転宗して潜在することを余儀なくされ、寛永一〇年（一六三三）頃には表面上は姿を消すことになる。しかしキリシタンが数多く存在した痕跡は現在にまでつながり、一九九八年には野津下藤地区からINRI（イスラエルの王ナザレのイエスの意味）の銘が刻み込まれた石塔の断片が出土している。さらに二〇一〇年には下藤地区の共有墓地でキリシタン墓五四基が出土し、発掘・調査が行われた。

寛文末年、長崎奉行岡野貞明は寺小路堅介の所へ宿泊し、奉行所役人

井戸新右衛門と青山善兵衛と共に、寺小路堅介、中山村助左衛門、波津久村半十郎、花原村長左衛門、生ノ原村惣左衛門、平野村五左衛門の五人の弁指（弁差）を召し出して尋問を行った。

寺小路堅介については、文禄二年（一五九三）の検地帳（玄蕃帳）に寺小路村「けんすけ」なる者の記載があり、これはイエズス会日本管区長コロロスが元和三年（一六一七）秋に、迫害下の信徒代表の証言を集めたコロロス徴収文書に登場する「平山堅介まるこす」に相当する人物である可能性が指摘されている³⁾。ここでの堅介は、五〇年以上後の時期とはいえ人名は代々継承されることもあるので、大友氏治下のキリシタンの末裔である可能性もある。

また弁指についてだが、臼杵藩では藩内を組に分け、組のもとに村々を付属させ、組には庄屋を、村には弁指（弁差）を置いた。組の数は時期によって増加するが、五〇組前後と言われる⁴⁾。

2 キリシタン禁制高札について

最初に、キリシタン禁制と訴人への囑託銀を掲示したキリシタン禁制高札について質問されている。稲葉氏領内に札所（高札）が何カ所あるかという質問に対して、何カ所あるかわからないが、臼杵城下、戸次ノ市村、三重ノ市に存在するとしている。では何故、野津地域の中心地である町として繁栄し、三重郷から臼杵城下への要路でもあった野津市に札所がないのかと尋ねられると、市とはいかが田舎で市が立てられているわけではないので、そのために札所ではないと答えている。これに対し奉行所側は、野津地域を視察してその上で札所を立てるかどうか決めるが、高札の主旨を守るようにとしている。

3 キリシタン禁制法度書について

次に、江戸より度々キリシタン禁制に関する法度書が下付されているが、そのことについて内容も含めて承知しているかと尋ねられた。これに対して、法度書は郡代より庄屋へ一枚ずつ、庄屋より弁指へ一つずつ渡し、弁指より小百姓共へ残らず申し聞かせていると答えている。では近年、どのような法度書が来ているかと尋ねられると、全ては覚えていないが、去年か去々年に「耶穌宗門制禁」だが、密かに弘める者がいるという口書があったとした。その他「絹つむき（袖）尺之事」や「当年たはこ本地ニ作り不申様ニ」との法度書が出されたのを覚えておられる。奉行所側で点検したのであれば、書き留めてある文書を「御覽」に入れると申し出たが、それには及ばないとされた。

4 キリシタン宗門奉行について

また白杵藩では「吉利志且宗門奉行」が設置されているかどうかとの質問に対し、岡部忠兵衛・伊藤又左衛門・吉田清右衛門の三人が宗門奉行で、三人とも知行取りであると答えている。

白杵藩では弾圧によるキリシタンの掃討は、寛永一〇年頃にほぼ終了しているが、豊後では万治年間（一六五八～一六六一）にキリシタンが露頭し、以後一〇数年間にわたり召し捕りが行われ、白杵藩領でも数百名が召捕られている。なお同時期に、美濃・尾張でもキリシタンの露頭があり、一〇〇〇人近くが処分されている。

この露頭の最中に、幕府は寛文四年（一六六四）一月二五日付法令で、「きりしたん宗門近年かるきものとも令露頭、法をひろむるよき切支丹は不出候、すすめをもちたし候ほどのものは、ふかくかくれ有之候間、入精遂穿鑿、捕候様ニ急度可被申付之事」とキリシタンの露頭につ

いてふれ、キリシタンの穿鑿・召捕を一層励行するように命じ、さらに「きりしたん宗門穿鑿之儀、壱万石以上之面々ハ、今度如被仰出候役人を定、家中・領内毎年無断絶可被相改之事」と各藩に宗門奉行を設置することを義務づけている。⁵つまり、万治・寛文期のキリシタンの露頭を契機にして、幕府は各藩のキリシタン禁制政策を、江戸宗門奉行―各藩の宗門奉行を基軸として統轄するようになったのである。

白杵藩では翌寛文五年に宗門奉行が設置され、その役として三名が任命され、さらにその補佐役として宗門下役四名が配置されている。⁶

5 キリシタン禁制政策の実施状況について

さらに「宗門之法度」がどのように実施されているのかと尋ねられると、以下のように答えている。すなわち、五人組を編成し、五ヶ条の「書物」を定め、その概要は、家内それぞれに住持の手形を取る事、往來の者に一夜の宿泊をさせる場合は隣三軒に報告して、不審な点があれば惣庄屋、郡代に報告して指図を受ける事、「それいノ仕様、追悼ノ仕様」（葬礼・追悼の方法）等である。

慶長末期以降、幕府はキリシタン禁制の励行を度々諸国に命じるが、その方法については明示していない。幕府が諸大名に五人組と寺請制度によるキリシタン改を命じたのは、万治二年（一六五九）に至つてのことである。⁷

白杵藩では慶長一九年（一六一四）頃から、キリシタンが転宗して寺院の檀家となる例が見られるようになった。その後寛永一二年（一六三五）、藩庁より各キリシタンの家へ棄教請文が渡され、各家ではこれに家族全員が署名・血判して、これを檀那寺に持参して裏判を貰うけ、それを藩庁に提出した。この「寛永十二年之誓詞文」によって、「きりしたん宗門御改之御帳」が作成された。⁸つまり白杵藩の寺請制度は、「寛

永十二年之誓詞文」提出の際にキリシタンに適用され、さらに一一年後の正保三年（一六四六）夏に五人組が組織された時に、全領民に適用されるようになったといわれる。⁹⁾

しかし野津地域について見れば、転びキリシタンの寺請寺院として機能していたのは、正光寺・尊形寺・了仁寺・普現寺の四か寺であったといわれ、起立・再興年代が不明な正光寺を除いて、いずれも白杵藩で弾圧によってキリシタンがほぼ一掃された寛永一〇年（一六三三）以降の起立・再興である。¹⁰⁾ 白杵藩では前述の幕府の寛文四年（一六六四）一月二五日の禁令を受けて、藩主稲葉信通の嫡子景通が長崎奉行黒川与兵衛正直のもとに家臣を送り、キリシタン禁令施行についての心得の指示を願った。この時の黒川の返答の中で、次のように述べられている箇所がある。

御領内在々所々寺無之所二者、三村に一ヶ寺歟、或四村五村に一処宛、小庵二成共坊主を御置、何村之誰者何之寺何宗旨、彼ハ何宗旨など、改させ可被成候¹¹⁾

つまりこの時点では、領民の檀那寺たりうる寺院が充分に存在せず、寺院による宗門改が必ずしも行われていなかったことが窺える。¹²⁾ 白杵藩内の寺院・神社について寛保元年（一七四一）に著された『寺社考』という書物があるが、これによれば寛文・延宝年間（一六六一―一八一）に一二か寺が開創・再興されている。

そして追悼・葬礼については、「古吉利志且」が死去した時は、庄屋・弁差・五人組が住持に頼み、死骸を充分に検分して葬礼を行い、一札（報告書）を出すとしている。一札の内容について問われると、「何村ノ何左衛門、何月幾日ニ相果、何宗何と申住持、庄屋弁差五人組見届申段無紛との証文仕」と答え、さらにその証文を三奉行（宗門奉行）に五人組か弁指が持参するとしている。

古キリシタンではない者の葬礼については、五人組・住持のみで死骸をよく検分し、一札は提出しないが、「月々ノ判形帳」には記載すると答えている。

6 キリシタンの露頭について

さらに、キリシタンの露頭について問われている。先ず野津地域でキリシタンが摘発されたのかどうかについて尋ねられると、近辺ではそのような事はないとしている。では白杵藩内のどこで露頭したかと問われると、「森村、横尾村、かつらき（葛木）村、丹生久土村分出来申候」とし、露頭した人数については不明だとした。一度に大勢露頭したはずだと尋ねられると、「五、六年已前ニ廿九人爰元ヲ通り申候、其人数之内ニも御公領分も参候ものも有之由ニ御座候」と答え、公領の村名については、まかや（真萱）とする。近国の他領ではどこでキリシタンが露頭したのかとの問いに対しては「越中守様（細川氏）御領高田徳丸、南部領清田ノ内すミ床（住床）・岡村、此両所ハ佐渡守様（中川氏）御内ニ而御座候」と答えている。また白杵藩領内で露頭し野津を通ったキリシタンの年齢について「老若男女共」としているが、召捕らえられたキリシタンが通行しているのに何故詳細に覚えていないのかと詰問されると、「おそろしく存寄付不申候故何村ノ何かしと申名一々承不申」と弁明し、そして近年、特に去年はキリシタンが野津地域を通行していないと述べている。今年になると一兩人が長崎から戻ってきており、以前には年々長崎からキリシタンが戻り、キリシタンが数多く存在しているとしている。

そしてキリシタンが露頭する場所は「舟着」であるかと尋問されると、森村舟着近辺だと答え、キリシタンが露頭する場所は「越中守様御領地、御公領、能登守領地三方出合ニ而御座候」とし、「伴天連、いるまん舟

越ニ参弘むるや」と問われると、キリシタン禁制を徹底するように命令されているので、捕える事態には至っていないとしている。

ここで露頭した地域についてだが、臼杵藩内では森村・横尾村・葛木村・丹生久土村とするが、この中で森村・横尾村・葛木村はいずれも大野川の支流乙津川の左岸に位置する。これらの村々を含む鶴崎地方は、熊本藩・臼杵藩・岡藩・幕府領等の諸領入り交じりの地であり、葛木村は中川氏・稲葉氏・幕府の一村三領主である。特に大野川の河口部は、諸藩が参勤交代等のために港湾地の確保を要求し、入り交じりが著しくなっている。久土村は鶴崎地方の東側に位置する大在・坂ノ市に属し、この地区はほとんど熊本・臼杵の両藩領である。その他幕府領では真萱、熊本藩領では高田徳丸、南部領では「清田ノ内すみどこ岡村」で岡藩領である。¹³ このように、万治・寛文期の露頭は、鶴崎地区およびその東側の臼杵藩・熊本藩・岡藩・幕府領の諸領入り交じりの地で起きているのである。

7 絵踏について

最後に絵踏について尋ねられると、「三十年程已前古吉志旦孫子」には絵踏を行ったが、「古吉志旦二而無御座ものハ踏申事無御座候」としている。臼杵藩で絵踏が制度化されるのは、この直後の延宝年間（一六七三〜八一）である。

臼杵藩では前述のように、弾圧によるキリシタン掃討は、寛永一〇年頃にほぼ終了している。それにも関わらず、以後、キリシタン禁制政策が本格的に展開していき、寛永一一年には絵踏が転びキリシタンを対象にして始められた。すなわち、絵踏は転ばせるためではなく転びを確認するために行われたのである。しかし、「古吉志旦孫子」以外には絵踏は行われなかった。

露頭が終息に向かいつつあった寛文九年（一六六九）、長崎奉行所は萩原祐佐に命じて真鍮の踏絵板を作成させている。そしてこの真鍮踏絵を、その後豊後諸藩に貸し出すようになり、臼杵藩でも借用することになった。

臼杵藩の記録によれば、延宝三年（一六七五）正月に宗門奉行の管轄のもとに絵踏が始まり、¹⁴延宝五年より長崎奉行所から銅版踏絵を借用して実施するようになった。¹⁵さらに延宝七年正月には絵踏の対象が町人・百姓から「諸士及妻子奴婢等」に拡大し、毎年行われるようになった。そして貞享二年（一六八五）正月に「寺中男女山伏等」、元禄元年（一六八八）には「諸寺僧徒」と絵踏の対象が拡大し、「自是以後領内僧俗男女踏之、毎年為例」と武士・僧侶を含めた全領民に実施されるようになったのである。¹⁶

おわりに

以上、本史料を検討してきたが、以下の点を指摘したい。万治・寛文期のキリシタンの露頭は、臼杵藩内で有数の元キリシタンが存在する野津地域ではなく、諸領入り交じりの地である鶴崎地方で起きており、同じ時期に美濃・尾張でも発生している。このことは、幕府の何等かのキリシタン禁制政策に対する意図を推測させる。幕府は寛文四年（一六六四）一月二五日付法令で、この露頭について触れて、なお一層のキリシタンの摘発に努めるように求め、各藩に宗門奉行の設置を命じている。露頭を契機に、幕府は各藩のキリシタン禁制政策を江戸宗門奉行―各藩の宗門奉行を基軸として統轄するようになった。キリシタン禁制については、幕府がその権限を掌握しようとしたのではないだろうか。

次にキリシタンの露頭がほぼ終息した時期に、長崎奉行が直接に臼杵藩内を巡回し、キリシタン禁制政策実施状況を含む藩政の内実を検分し

ている点である。従来も例えば寛文四年（一六六四）一二月、藩主稲葉信通の嫡子景通が長崎奉行黒川与兵衛正直にキリシタン禁制政策実施について問い合わせ、詳細な指示を受けている。しかし長崎奉行はこの時には、白杵藩政の内実に直接には立ち入っていない。

寛文七年三月、久土村の長熊は「母妹弟」を長崎で訴人し、赦免されて久土村に帰り、さらに一三人を訴人した。（マレガ文書A22851）⁽¹⁷⁾ 翌寛文八年九月一日、白杵藩士伊藤又左衛門は白杵藩留守居岡部忠兵衛・吉田清右衛門に宛て、次のような報告を行っている。すなわち、九月一日に白杵を出発、一六日に長崎に到着して長崎奉行所に出向き、長崎奉行松平甚三郎隆見、河野権右衛門通定に、長熊が訴人した一二人（一三人の内一人は既に処分済み）は「籠舎申付」、長熊は「在所ニ召置」と報告した。これに対して両奉行は「拾式人之者共ハ籠舎不申付候而、先内証此方へ一左右有之度事」と述べた。伊藤又左衛門は、当時肥前島原に在番中の藩主稲葉能登守信通へ長熊の訴人の様子を報告した際に、この件に付き長崎奉行に伝えるように指示されたと申し述べたら、両奉行は「長熊訴人候者共ハ其村ニ預置候て可然ニ籠舎申付候儀者如何事」と答えた。さらに伊藤が「久土村之儀者大かた不残類門之由」とその苦衷を訴えると、両奉行は「惣而此長熊儀ニ不限、此已後訴人ニ罷出候もの有之候ハ、先隠密ニ仕候而様子之段早々長崎江窺申様ニとの御心得ニ而御座候間、内々左様ニ可被相心得候」としている。（マレガ文書A2281）⁽¹⁸⁾ 露頭がピークを迎えたこの時期に、長崎奉行は「内証」「隠密」の処分を求めていることが窺える。

露頭が始まった頃には、長崎奉行は白杵藩に対してキリシタン禁制を遂行するにあたっての指示は与えてはいるものの強制はしていない。またキリシタンへの処分については、「内証」「隠密」を行うことを求めている。しかし露頭が終息に向かう中で、長崎奉行はキリシタン禁制を挺

子として、例えば真鍮踏絵を豊後諸藩に貸し出すなどして、豊後ないし九州への支配を強めようとしたのではないだろうか。そして露頭がほぼ終息した寛文末年になると、長崎奉行岡野孫九郎貞明は、白杵藩内に直接に向いて、露頭およびキリシタン禁制政策遂行の詳しい状況を検分しているのである。長崎奉行がキリシタン禁制の実施を一つの梃子として、個別藩の内政に立ち入っているといえよう。

註

- (1) 「長崎奉行歴代畧譜」〔増補長崎畧史〕上巻、長崎叢書三、長崎市役所、一九二六年）五三九頁
- (2) 『寛政重修諸家譜』巻第六〇六
- (3) 神田高士「下藤地区共有墓地の発掘調査と16・17世紀のキリシタン墓地―キリスト教遺跡を通じてみた、キリシタン時代の野津院―」〔大分縣地方史〕二一四号、二〇一二年
- (4) 『大分県史 近世編I』（秦政博執筆、大分県、一九八三年）二八八頁
- (5) 『御触書寛保集成』一三三五号他
- (6) 『諸執役前録』（白杵市教育委員会所蔵史料）
- (7) 『徳川禁令考』前集四―二四六八
- (8) マリオ・マレガ「豊後に於けるキリシタン年表」〔続豊後切支丹史料〕、ドン・ボスコ社、一九四六年
- (9) マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』（サレジオ会、一九四二年）一〇〇頁
- (10) 村上博秋「白杵藩におけるキリシタン禁制と寺院の關係」〔史料館研究紀要〕五号、大分県立先哲史料館、二〇〇〇年
- (11) 白杵市教育委員会所蔵史料
- (12) 同右
- (13) 『大分市史 中』（大分市、一九八七年）三八九・三九〇頁
- (14) 『温故年表録』（白杵市教育委員会所蔵史料）

- (15) 『稲葉家譜』（臼杵市教育委員会所蔵史料）、『豊後遺事』（加藤賢成著、一八八七年）
- (16) 『稲葉家譜』
- (17) 『バチカン図書館所蔵 マレガ神父収集豊後切支丹史料―概要と紹介―日本語版』（マレガ・プロジェクト、二〇一七年）
- (18) 同右

本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「ヴァチカン図書館所蔵マリオ・マレガ氏蒐集史料の総合的研究」（2016～2018年度）及び人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究・活用事業「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書調査研究・保存・活用（マレガ・プロジェクト）」の成果の一部である。写真は、マレガ・プロジェクトより提供を受けた。

結成し他は... 南比... 結成し他は... 南比... 結成し他は... 南比...

第二葉裏

中... 結成し他は... 南比... 結成し他は... 南比...

第三葉表

十月... 結成し他は... 南比... 結成し他は... 南比...

第三葉裏